

令和 3 年 1 2 月

第 7 回（定例会）

香 芝 市 議 会 議 案

香 芝 市

目 次

報 第 9 号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について----- ----- 1 頁
報第 1 0 号	香芝市下水道条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に ついて----- 3 頁
議第 5 3 号	香芝市行政組織条例の一部を改正することについて----- ----- 6 頁
議第 5 4 号	香芝市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正すること について----- 8 頁
議第 5 5 号	香芝市附属機関設置条例の一部を改正することについて----- ----- 1 3 頁
議第 5 6 号	香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正することについて----- 1 5 頁
議第 5 7 号	香芝市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正すること について----- 1 7 頁
議第 5 8 号	香芝市国民健康保険条例の一部を改正することについて----- ----- 1 9 頁
議第 5 9 号	香芝市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正す ることについて----- 2 2 頁
議第 6 0 号	香芝市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準 を定める条例の一部を改正することについて----- 2 4 頁
議第 6 1 号	令和 3 年度香芝市一般会計補正予算（第 9 号）について----- ----- 2 7 頁
議第 6 2 号	令和 3 年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） について----- 2 8 頁
議第 6 3 号	令和 3 年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につ いて----- 2 9 頁
議第 6 4 号	令和 3 年度香芝市水道事業会計補正予算（第 1 号）について ----- 3 0 頁

議第 6 5 号	令和 3 年度香芝市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について----- 3 1 頁
議第 6 6 号	指定管理者の指定について----- ----- 3 2 頁
議第 6 7 号	奈良広域水質検査センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更することについて----- 3 4 頁
議第 6 8 号	香芝市道路線の認定について----- ----- 3 6 頁
議第 6 9 号	計画の策定について----- ----- 3 8 頁

報第9号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、学校施設の維持管理に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

専 決 処 分 書

学校施設の維持管理に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年９月１４日

香芝市長 福 岡 憲 宏

１ 相手方

住所

氏名

２ 事故の概要

令和３年７月２１日午前８時１０分ごろ、香芝市立志都美小学校駐車場にて、施設維持管理のため除草作業を行っていたところ、使用していた草刈機による飛び石が相手車に接触し、右側リアドアガラスを破損させたものである。

３ 和解条項

- (１) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として４０，９２０円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (２) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

４ 所管課

教育委員会事務局教育部教育総務課

報第10号

香芝市下水道条例の一部を改正する条例の専決処分の報告
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、香芝市下水道条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

専 決 処 分 書

香芝市下水道条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年１１月１６日

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市下水道条例の一部を改正する条例

香芝市下水道条例（平成２年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項第１０号中「第６条第４号」を「第６条第５号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 3 号

香芝市行政組織条例の一部を改正することについて

香芝市行政組織条例の一部を次のとおり改正する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市行政組織条例の一部を改正する条例

香芝市行政組織条例（平成５年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条企画部の項第３号中「、広聴及び市史」を「及び広聴」に改め、同条市民環境部の項第１０号中「商工業」を「農林業、商工業」に改め、同条都市創造部の項第９号を削る。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議第 5 4 号

香芝市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正すること
について

香芝市固定資産評価審査委員会条例等の一部を次のとおり改正する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(香芝市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 香芝市固定資産評価審査委員会条例（昭和38年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第10条第2項中「、議事に参与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 議事に参与した委員及び調書を作成した書記の氏名

第11条第1項中「、委員会が記名押印し」を削る。

(香芝市の職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 香芝市の職員の服務の宣誓に関する条例（昭和32年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「任命権者又は任命権者の定める上級の職員（特別職を含む。）の面前で別記様式による宣誓書を朗読し、かつ、これに署名押印し」を「別記様式による宣誓書を任命権者に提出し」に改める。

別記様式中「別記様式」を「別記様式（第2条関係）」に改め、「㊟」を削る。

(香芝市消防団条例の一部改正)

第3条 香芝市消防団条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

(服務の宣誓)

第10条 消防団員は、任命後、別記様式による宣誓書を任命権者に提出しなければならない。

別表の次に次の様式を加える。

別記様式（第 10 条関係）

宣誓書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平及び偏見を避け、何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の業務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

香芝市消防団

氏 名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 5 号

香芝市附属機関設置条例の一部を改正することについて

香芝市附属機関設置条例の一部を次のとおり改正する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市附属機関設置条例の一部を改正する条例

香芝市附属機関設置条例（平成２５年条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１ 香芝市障がい者計画等策定委員会の項の次に次のように加える。

香芝市障がい者福祉施設等事業者選定委員会	障がい者福祉施設等の民営化による移管先事業者及び公設民営化による運営委託事業者並びに公募による障がい者福祉施設等設置運営事業者の審査及び選定に関する事項	８人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
----------------------	--	------	--	------

別表第１に次のように加える。

香芝市みどりの基本計画策定委員会	みどりの基本計画の策定についての調査審議に関する事項	１０人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
------------------	----------------------------	-------	---	------

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議第 5 6 号

香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表中 44 の項を 45 の項とし、23 の項から 43 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、22 の項の次に次のように加える。

23 産業医	月額 40,000 円
--------	-------------

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議第 5 7 号

香芝市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正すること
について

香芝市国民健康保険財政調整基金条例の一部を次のとおり改正する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険財政調整基金条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「その目的の財源に充てる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 制度変更又は経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった国民健康保険事業の経費の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 58 号

香芝市国民健康保険条例の一部を改正することについて

香芝市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4千円」を「40万8,000円」に改める。

第10条の2の2第2号ニ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加え、「により」を「による」に改める。

第13条の6第2号ロ及び第13条の6の10第2号ロ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第16条の2の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改める。

第16条の4を第16条の5とし、第16条の3の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第16条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第3項に掲げる場合を除く。）における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の5」とあるのは「第13条の6の4又は第13条の6の7」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に、第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の5」とあるのは「第13条の6の4又は第13条の6の7」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1）第6条第1項の改正規定及び次項の規定 令和4年1月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和4年4月1日

(経過措置)

- 2 前項第1号に掲げる規定による改正後の第6条第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の第16条の4の規定は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 5 9 号

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する
ことについて

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例
香芝市コミュニティバスの運行に関する条例（平成２８年条例第２２号）の
一部を次のように改正する。

第３条第１項各号を次のように改める。

- (1) 白鳳台ルート
- (2) 旭ヶ丘ルート
- (3) 真美ヶ丘ルート
- (4) 鎌田ルート
- (5) 関屋ルート
- (6) 祇園荘ルート

附 則

この条例は、令和５年１月５日から施行する。

議第 6 0 号

香芝市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を
定める条例の一部を改正することについて

香芝市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の
一部を次のとおり改正する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

香芝市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に、「立体横断施設」を「立体横断施設の構造」に、「乗合自動車停留所」を「乗合自動車停留所の構造」に、「自動車駐車場」を「自動車駐車場の構造」に改める。

第2条第1号中「自転車歩行者道」の次に「、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を加え、「又は除雪のために必要な幅員」を「、除雪のために必要な幅員又は香芝市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第9号。以下「道路構造基準条例」という。）第43条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」に改める。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第3条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条第1項中「香芝市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第9号。次項において「道路構造基準条例」という。）」を「道路構造基準条例」に改め、同条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造基準条例第41条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造基準条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第1号中「かご」を「籠」に改め、同条第2号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第3号及び第4号中「かご」を「籠」に改め、同条第5号中「かご」を「籠」に、「により、かご外からかご内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外

にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第6号及び第7号中「かご」を「籠」に改め、同条第8号及び第9号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第10号及び第11号中「かご」を「籠」に改め、同条第13号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改める。

第13条中「。以下」の次に「この条において」を加える。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 自動車駐車場」を「第5章 自動車駐車場の構造」に改める。

第31条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

第32条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第33条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 6 1 号

令和 3 年度香芝市一般会計補正予算（第 9 号）について

令和 3 年度香芝市一般会計補正予算（第 9 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

議第 6 2 号

令和 3 年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 3 年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、別紙
のとおり議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

議第 6 3 号

令和 3 年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
について

令和 3 年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、別紙のと
おり議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

議第 6 4 号

令和 3 年度香芝市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 3 年度香芝市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、別紙のとおり
議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

議第 6 5 号

令和 3 年度香芝市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 3 年度香芝市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

1 管理を行わせる施設の所在地及び名称

- (1) 香芝市本町 1 4 3 7 番地
香芝市総合体育館
- (2) 香芝市上中 2 7 3 番地 1
香芝市北部地域体育館
- (3) 香芝市上中 2 7 3 番地 2
奈良県香芝健民運動場
- (4) 香芝市上中 2 7 3 番地 1
香芝健民テニスコート
- (5) 香芝市下田西二丁目 3 9 7 番地 2
香芝市市民いこいの広場
- (6) 香芝市高山台三丁目 1 4 番 1 6
香芝市高山台グラウンド
- (7) 香芝市真美ヶ丘六丁目 1 1 番
香芝市高塚グラウンド
- (8) 香芝市真美ヶ丘六丁目 1 1 番

香芝市高塚テニスコート

(9) 香芝市真美ヶ丘三丁目 4 番

香芝市観正山グラウンド

2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者

大阪市中央区北浜四丁目 1 番 2 3 号

ミズノグループ

代表者 ミズノスポーツサービス株式会社

代表取締役 篠村 嘉将

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議第 6 7 号

奈良広域水質検査センター組合を組織する地方公共団体の
数の減少及び奈良広域水質検査センター組合規約の一部を
変更することについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、奈良広域水質検査センター組合から川西町、三宅町及び田原本町を脱退させ、令和 4 年 4 月 1 日から同組合に、これらの町をもって設置される磯城郡水道企業団を加入させること及び奈良広域水質検査センター組合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約

奈良広域水質検査センター組合規約（平成7年4月1日奈良県指令地第1号）の一部を次のように変更する。

第2条中「市町村」の次に「及び一部事務組合（以下「組合市町村」という。）」を加える。

第5条第2項、第6条第2項及び第7条中「市町村」を「組合市町村」に改める。

第10条第2項中「組合を組織する市町村（以下「組合市町村」という。）」を「組合市町村」に改め、同条第3項中「町長」の次に「（一部事務組合の長を含む。第5項及び第6項において同じ。）」を加える。

第15条第1項の表給水人口割の項中「。ただし、平成13年以前に発行された厚生省統計は、厚生労働省統計とみなす」を削り、「市町村」を「組合市町村」に改め、同表規模割の項中「水量と」を「水量（水道事業開始後の期間が3箇年未満の一部事務組合にあつては、3箇年に不足する期間の当該一部事務組合を組織するそれぞれの市町村の当該期間の水量を加えて平均した水量）と」に改め、「。ただし、平成13年以前に発行された厚生省統計は、厚生労働省統計とみなす」を削り、同表施設数割の項中「規模」の次に「（前々年度末現在の既認可水道事業の施設がない一部事務組合にあつては、当該一部事務組合を組織する市町村の前々年度末現在の既認可水道事業の施設の規模を合計した規模）」を加える。

別表第1中「安堵町 川西町 三宅町 田原本町」を「安堵町」に、「東吉野村」を「東吉野村 磯城郡水道企業団」に改める。

別表第2山辺地区の項中「山添村 川西町 三宅町 田原本町」を「山添村 磯城郡水道企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

議第 6 8 号

香芝市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の香芝市道路線を認定する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

整理 番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	6-108	上中164-4	上中163-11	
2	7-224	藤山二丁目1179-2	藤山二丁目1180-3	
3	9-203	畑四丁目76-1	畑四丁目84-7	
4	9-204	磯壁四丁目170-6	磯壁四丁目170-10	
5	10-275	下田西四丁目108-18	下田西四丁目108-14	
6	10-276	狐井184-1	狐井183-1	
7	10-277	狐井211-10	狐井211-1	
8	10-278	狐井235-6	狐井235-4	
9	10-279	狐井272-13	狐井272-18	
1 0	10-280	狐井369-1	狐井347-4	
1 1	10-281	狐井353-14	狐井353-7	
1 2	10-282	狐井344-8	狐井344-3	
1 3	10-283	狐井374-9	狐井344-13	

1 4	10-284	狐井369-1	狐井367-7	
1 5	10-285	狐井519-10	狐井519-12	
1 6	10-286	良福寺321-11	良福寺321-9	
1 7	10-287	五位堂一丁目337-6	五位堂一丁目337-10	
1 8	10-288	五位堂四丁目235-5	五位堂四丁目235-1	
1 9	11-164	五位堂五丁目41-11	五位堂五丁目41-7	
2 0	11-165	五位堂五丁目18-2	五位堂五丁目19-7	

計画の策定について

香芝市舗装長寿命化計画を別紙のとおり策定したいので、香芝市議会の議決すべき事件を定める条例（令和 3 年条例第 2 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏